

地域の共食拡大事業委託業務仕様書

1 事業実施期間

契約締結の日から令和2年3月1日（金）までとする

2 事業内容

（1）「共食の場*」を活用した食育活動の実施

*「共食の場」とは、人が集い、共に食事をする場

共食の場の例…こども食堂、地域サロン、食関連イベント（祭り）など

企画内容については、県民を対象とし、下記A～Dの要件を満たすものとすること。

A 「第3期大分県食育推進計画」に記載の「食育の6つの力」を推進する食育の講座を取り入れること。

B 地域の特色を活かした活動とすること。

C 国産・地場産食材を中心に使用し、食や農林水産業への理解を深める内容であること。

D 継続した取組が見込まれること。

（2）発表会の報告資料作成と提出

・事業実施後に開催する発表会での事業の報告（プレゼンテーション）

・事業実施後に開催する発表会での事業の報告資料（紙および電子媒体）の提出（CD-Rによる）

（3）報告書の作成と提出

・写真等を添付した事業実施報告書（紙および電子媒体）の提出（CD-Rによる）

3 対象経費

以下の経費を事業対象経費として計上するものとする。

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル

費、食材費（調理体験の教材、展示、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費

なお、当日の事業実施とは直接関わらないが、事業の円滑な実施に必要な経費（間接経費）は事業対象経費のうち、当日の事業実施に必要な経費（直接経費）の20%以内とする

4 その他

（1）業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

（2）イベント実施にあたり、雨天の場合には、その対策をすること。

（3）作成した企画書、報告資料、実施報告書は大分県に帰属し、大分県は受託者の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする

（4）支出額の根拠となる書類（見積書、契約書、請求書、領収書、再委託に関する書類等）を整備し、大分県の求めがあったときは速やかに提示すること。